

東京土建国保組合の組合員の皆様へ

新型コロナウイルスの感染症の影響により、
生活が著しく困難になり、次のいずれかの
要件を満たす方は**保険料が減免**となります。

【対象となる保険料:2020年2月から2020年9月分まで(8カ月分)】

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡した組合員

⇒ 保険料を全額免除

※新型コロナウイルス感染症で死亡したことを証明する書類が必要です。

②主たる生計維持者(世帯主)が重篤な傷病を負った組合員

⇒ 保険料を全額免除

※新型コロナウイルス感染症で入院したことを証明する医師の診断書が必要です。

③組合員の収入減少(※)が見込まれる組合員

⇒ 保険料の全額又は一部を減額

※収入減少について

組合員の事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが
前年に比べて30%以上減少する見込みであること。

- 収入の減少率に応じた下記の減免割合を基準に免除期間を決定します。

収入の減少率	保険料の減免割合
50%以上	全額(8カ月相当分)
40%以上 50%未満	3/4(6カ月相当分)
30%以上 40%未満	2/4(4カ月相当分)

※2019年の収入及び2020年の収入の減少を証明する書類等が必要です。

※収入減少の主な原因が離職・転職等によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響ではない場合は対象になりません。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、
ご所属の支部または東京土建国保組合資格課(03-5348-2988)にお問い合わせ下さい。

なお、申請の窓口はご所属の支部になります。

新型コロナウイルス感染症に係る 保険料の減額・免除制度

<p>対象者 ※下記にも記載あり</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>組合員の事業収入、給与収入等の減少が見込まれ</u>、当該減少額が前年の当該事業収入、給与収入等の額の10分の3以上である場合</p>
<p>保険料の減免額</p>	<p>減少率により算定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 減少率 30%以上 40%未満 → 2/4 を減額 (4 カ月相当分) ● 減少率 40%以上 50%未満 → 3/4 を減額 (6 カ月相当分) ● 減少率 50%以上 → 4/4 を減額 (8 カ月相当分) <p>※ 加入時期によって減免額が変わることがあります。</p>
<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 減免申請書 ● 国保料減免申請収入減少割合報告書 ● 2019 年分の収入額が確認できる書類 確定申告書の写し、給与所得の源泉徴収票の写し、2020 年度 (非)課税証明書 (給与所得者) など ● 現年の収入が確認できる書類 (2 月～7 月のうち任意の 2 カ月分) 売上台帳の写し、金銭出納帳、月次の財務諸表、給与明細書など
<p>対象となる保険料</p>	<p>2020 年 2 月分～9 月分の保険料 (医療分、後期分、介護分)</p>

※新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者 (世帯主) が死亡、または重篤な傷病を負った場合は、保険料が全額免除になります。別途ご案内いたしますので支部までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症に

感染又は感染が疑われる方が
療養のために仕事を休んだとき

新型コロナウイルス感染症手当金があります

手当金をうけるための条件

1. 新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと

給与所得者 事業主の証明/医療機関の証明(受診していない場合は不要)が必要です。
※パート等で収入を受けている家族、青色・白色専従者も対象となります。

事業所得者 医療機関の証明が必要です。

2. 連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいること

2020年1月1日から9月30日で仕事ができなかった期間のうち、4日目以降で療養のために休んだ日の合計日数が支給対象になります。

3. 給与の支払いがない、またはその支払額が感染症手当金より少ないこと (給与所得者のみ)

給与等が支払われている場合でも、その金額が感染症手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

支給額

● 給与所得者(組合員・家族)

直近の継続した3月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数 × 3分の2 × 療養のため休んだ日数
(待期間3日除く)

● 事業所得者(組合員)

働き方に応じて、1日3,400円から5,000円 × 療養のため休んだ日数
(待期間3日除く)



申請から支払いまでの流れ

1. 「新型コロナウイルス感染症手当金支給申請書」をご用意ください。

※申請書はご所属の支部にあります。

申請書は4種類あります。下記の表を参照して、必要な申請書をご用意ください。

A: 被保険者記入用(被用者用)

B: 被保険者記入用(被用者以外用)

C: 事業主記入用

D: 医療機関記入用

対象者	申請書種類			
	A	B	C	D
給与所得者(組合員・家族)で医療機関を受診した方	●		●	●
給与所得者(組合員・家族)で医療機関を受診していない方	●		●	
事業所得者(組合員)		●		●

2. ご所属の支部へ申請書を提出してください。

3. 審査を行い、支給決定通知書をお送りします。

審査の結果、支給が決定した場合は支給額・振込日が記載された通知書をお送りします。

国保組合に登録されている組合員名義のゆうちょ銀行総合口座へ振り込みます。

申請から支払いまでは約1カ月程度かかります。

Q. 対象となる期間は？

A. 2020年1月1日から9月30日までの間です。ただし、入院が継続するときは最長1年6カ月までです。

Q. 仕事を休んだその日から支給の対象となるの？

A. 「仕事を休んだ日」から数えて、3日経過した後の次の「仕事を休んだ日」から支給対象となります。

お問い合わせは、ご所属の支部 または 東京土建国保組合給付課へ

電話 03-5348-2985